

(資料九)

平成十九年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の 使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する 条例 .....	1
--	---

## 平成19年 2 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第82号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

公職選挙法の改正により、知事の選挙の候補者が選挙運動のために使用する文書図画として頒布できるものにビラが加えられたため、その作成費用を公費負担することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 題名の改正

改正前	改正後
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例	島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

##### (2) 知事の選挙におけるビラ作成の公費負担の新設

ア 公費負担は、候補者 1 人につき、公職選挙法で定める枚数以内においてイの(ア)又は(イ)により算定した金額の範囲内で行うこと。

イ 候補者 1 人につき、ビラ 1 枚当たりの公費負担の限度額を次のとおり定めること。

(ア) ビラの作成枚数が 5 万枚以下である場合

7 円 30 銭

(イ) ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合

365,000 円と 4 円 88 銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

##### (3) その他規定の整備

#### 3 施行期日

平成19年 3 月 22 日から施行する。

